

保険・年金 フォーカス

ドイツの生命保険会社の状況(1) —BaFin の 2016 年 Annual Report より (ソルベンシー II スタート後の 1 年間)—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ドイツの生命保険会社の健全性やソルベンシー等の財務状況については、昨今の低金利環境が継続する中で、引き続き注目の的となっている¹。こうしたドイツの生命保険会社の状況については、これまでいくつかのレポートで報告してきた。

1年前には、ドイツの保険監督官庁である BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: 連邦金融監督庁) の 2015 年の Annual Report (年次報告書) 及び、IMF(国際通貨基金)がドイツの金融監督に対して行った FSAP (Financial Sector Assessment Program: 金融セクター評価プログラム) の結果を公表した報告書に基づいて、ドイツの生命保険会社の財務状況等に対して、BaFin や IMF がどのような見解を示しているのか、について4回に分けて報告²した。

今回は、BaFin の 2016 年の Annual Report 等に基づいて、ドイツの生命保険会社の状況や業界が抱える課題及びこれらの課題に対する BaFin の考え方等について、複数回に分けて報告する。

まずは今回のレポートでは、ソルベンシーIIがスタートしての1年間を踏まえての、ソルベンシーIIを巡るドイツの現状のうち、内部モデルや各種措置の適用に関係する状況等について、BaFin の 2016 年の Annual Report における記載内容を中心に報告する。

2—ソルベンシー II スタート後の 1 年間についての BaFin の評価等

2016 年はソルベンシーIIがスタートした最初の年であった。BaFin は、この1年間を振り返って、以下の通り、その評価等を行っている。

¹ ドイツにおける低金利環境下での BaFin の対応等については、基礎研レポート「[金利低下に保険監督当局はどう対応してきたのか—ドイツ BaFin の例—](#)」(2015.6.15)を参照していただきたい。

² 保険年金フォーカス「[ドイツの生命保険会社の状況\(1\)—BaFin の 2015 年 Annual Report より \(低金利環境下における状況、内部モデルの適用等\)—](#)」(2016.9.20)、「[ドイツの生命保険会社の状況\(2\)—BaFin の公表資料より \(ソルベンシーII比率の状況\)—](#)」(2016.9.26)、「[ドイツの生命保険会社の状況\(3\)—IMF による FSAP の報告書「保険部門の監督」—](#)」(2016.10.3)、「[ドイツの生命保険会社の状況\(4\)—IMF による FSAP の報告書「ストレステスト」—](#)」(2016.10.4)

1 | 全体的には順調と評価

全体的には、「保険監督のための規制枠組みであるソルベンシー II の目的は、リスクをより透明にし、管理しやすくすることであったが、制度は成功裏にスタートし、保険会社は徐々にそれに対処する方法を学んでいる。」と評価している。しかし、広範な準備にもかかわらず、枠組みは引き続き会社と BaFin の両方に課題を提起している。特に、「低金利環境の継続」という困難な市場状況が、ZZR (Zinszusatzreserve: 追加責任準備金) の積立負担を増加させており、これに対して、保険・年金基金監督の最高業務責任者である Frank Grund 博士は、「BaFin はこの困難な状況を注意深く監視し、必要に応じて介入する。」と述べている。

2016 年夏に、BaFin は、それぞれの保険クラスについて新しい報告制度の下での最初の数字を示したが、1 日目の報告 (Day 1 Report) を分析したところ、損害保険のわずかな例外を除いて、全ての保険会社が新しいソルベンシー資本要件を適切に満たすことができていた。

生命保険会社の SCR 比率 (=適格自己資本/SCR (ソルベンシー資本要件)) は、困難な資本市場環境のために大きく変動したが、第 4 四半期末に最高水準に達した。対照的に、民間医療保険会社の SCR 比率は、2016 年全体でほぼ安定しており、第 2 四半期の減少後、第 4 四半期末にかけて再び開始時の水準に近づいた。損害保険会社及び再保険会社の SCR 比率は比較的安定していた。

変化する市況に起因してボラティリティが高いため、SCR 比率を簡単に比較することは慎重に検討する必要がある、としている。

また、ソルベンシー II では、監督は、純粋なルール・ベースからよりプリンシプル・ベースに向かっており、この種の監督が必要とする全ての挑戦を伴っている。BaFin がこれまでに行った解釈の決定は、保険会社に必要な指針を提供しているが、このプロセスを継続する予定である、としている。

2 | 保険・年金基金監督の最高業務責任者である Frank Grund 博士の意見

Frank Grund 博士は、Annual Report の中で、現在の保険監督について、以下のような意見を述べている。

全体的

- ・市場参加者は新しい監督制度を扱う上でより良くなってきている。
- ・公衆は情報を正しく解釈する作業に直面するが、主要指標の分析には、例えば、内部モデル又は標準式における会社固有パラメータのような個々の状況を考慮に入れる差別化されたアプローチが必要となる。
- ・適切な時系列が利用可能になり、合理的に完全な画像が得られるまでに数年かかる。

異なる反応と目的

- ・ソルベンシー II は欧州全体で統一された監督体制を作ったが、保険会社が運営する法的枠組みは調和のとれたものからは長い道のりであり、民法、商法、税法について考える必要がある。さらなる調和と異なる国の現実の認識との間の適切なバランスを見つけることは困難な作業である。
- ・市場価値に基づく監督制度の導入は、法的・経済的環境の他の側面を変えることができないことを忘れてはならない。さらには、会社は次々と新しい監督制度に適合しない。

顧客にとっての移行措置

- ・移行措置の適用は必ずしも脆弱性の兆候ではなく、顧客にとっても円滑な移行を確実にするための戦略的

決定である可能性があるため、このような措置を避けることが常に推奨されるわけではない。

- ・移行措置を適用している会社に対しては警告を発するだけである。

プリンシプル・ベースの監督

- ・BaFin は、繰延税金や ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）に関連する問題について、保険会社が彼らの立場を見つけるのを支援するために、解釈指針の形でガイダンスを提供している。BaFin の次のステップは、現在までに受領した ORSA 報告書に改善の余地があることが示されていることから、ORSA の内容により詳細に対処することである。

比例性

- ・比例性とは、保険者が適用される要件を遵守する必要がないことを意味するものではない。それは「どうか」の問題ではなく、「どのように」の問題である。
- ・BaFin は、可能な限り、ソルベンシー II の比例適用に関する詳細なガイダンスを業界に提供する。

ソルベンシー II 比率のドライバー

- ・2017 年に、BaFin はソルベンシー II 比率のドライバーをより詳しく見ていく。将来の監督実務に合わせて、市場の動きに対する SCR 比率の感応度に焦点を当てる。生命保険会社の SCR 比率が長期債務の結果として金利の変動に対して非常に敏感であるため、主な焦点は生命保険会社に当てられる。

消費者保護

- ・将来の消費者保護に影響を与える重要な規制上の意思決定は、今後 2 年間で行われる。
- ・保険販売業務指令（Insurance Distribution Directive : IDD）は、2018 年 2 月 23 日までにドイツの法律に移行されなければならないが、商品がまだ開発中であっても、消費者のニーズを考慮に入れることが求められる。
- ・PRIIPs 規制（パッケージ化されたリテール及び保険ベースの投資商品に関する重要情報文書についての規制）は、個人投資家向けの新しい重要情報文書 PRIIPs KID の枠組みを確立することを目的としている。

見通し

- ・世界レベルでは、保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors : IAIS）が、初期のグローバルソルベンシー制度の主要な特徴に合意するかどうかを確認することは興味深い。BaFin はソルベンシー II との広範な互換性を主張しているが、確かに妥協する意思を見出す必要もある。2017 年末までに、欧州連合（EU）と英国の将来の関係と保険業界への影響についてさらに知ることになるだろう。2017 年は引き続きエキサイティングな年となる。

現在の保険監督に関する Frank Grund 博士の意見

ソルベンシー II が導入されてから 1 年が経過している。そして 1 つのことは明らかだ。市場参加者は新しい監督制度を扱う上でより良くなってきている。しかし、新しい規制枠組みの複雑さを考慮す

ると、他の何ものも驚くべきだ。保険監督は、ソルベンシーⅡに関する自らの出版物を発行することによって、新しい制度の理解を促進するのを助ける。

新しい監督上の世界への道のりの次のマイルストーンは、ソルベンシー財務状況報告書（SFCR）の発行となる。2016年度には、年次報告書の遅くとも20週間後に規制資本要件に関する広範な情報を公表する必要がある。そして電子形式で、したがってウェブサイト上でそうする。

公衆は情報を正しく解釈する作業に直面するだろう。主要指標の分析には、会社の特定の特性と、これらの数値を決定する際に、例えば、内部モデルまたは標準式における会社固有のパラメータのような個々の状況を考慮に入れることができる程度を反映した、差別化されたアプローチが必要となる。適切な時系列が利用可能になり、合理的に完全な画像が得られるまでに数年かかる。

異なる反応と目的

ソルベンシーⅡは欧州全体で統一された監督体制を作ったが、保険会社が運営する法的枠組みは調和のとれたものからは長い道のりであり、民法、商法、税法について考える必要がある。さらなる調和と異なる国の現実の認識との間の適切なバランスを見つけることは困難な作業である。BaFinは、EIOPA（European Insurance and Occupational Pensions Authority：欧州保険年金監督局）の様々な委員会での作業の中で、毎日これを見ている。個々の加盟国は、終局フォワードレートやボラティリティ調整の動的モデリングのようなトピックについて多様な考え方を有している。

ドイツでは、立法者は既に生命保険改革法（Lebensversicherungsreformgesetz - LVRG）で低金利環境に対応している。しかし、例えば、ドイツは既に他の方法で対処しているが、他の加盟国がソルベンシーⅡを通じて特定のマクロまたはミクロプルーデンスの目的を追求していることが分かる。

また、市場価値に基づく監督制度の導入は、法的・経済的環境の他の側面を変えることができないことを忘れてはならない。さらには、会社は次々と新しい監督制度に適合しないであろう。したがって、欧州議会は、ソルベンシーⅡが資本要件に徐々に影響を及ぼすことを確実にする移行措置を提供している。並行して、保険会社は、ソルベンシーⅡが効力を発する前に構築したポートフォリオを引き続き実行している。これは、ソルベンシーⅡ以前の時代に追求したビジネス戦略に与える影響を緩和する効果がある。

顧客にとっての移行措置

移行措置の適用について会社が批判されることについても留意すべきである。移行措置を適用することは必ずしも脆弱性の兆候ではなく、顧客にとっても円滑な移行を確実にするための戦略的決定である可能性がある。このため、このような措置を避けることは常に推奨されるわけではない。それらが適用されない場合、会社は同時に、長期保証を伴う契約の資本要件の大幅な増加という、自らのポートフォリオに対する結果を受け入れる必要がある。ソルベンシーⅡのような市場価値ベースの制度のボラティリティと組み合わせられた場合、そのような決定は、資本要件が非常に高くなる可能性があるため、保険会社は顧客の不利益に対して投資戦略を変更する必要がある。危険性は低くなるが、収益性も低くなる。これらの理由から、移行措置を適用している会社に対しては警告を発するだけである。それは顧客の利益のために非常に賢明な決定であるかもしれない。

プリンシプル・ベースの監督

ソルベンシー II は、保険監督のための純粋なルール・ベースの制度からよりプリンシプル・ベースの制度への移行を表している。驚くべきことではないが、まず BaFin は公式なトピックと量的報告の妥当性チェックに焦点を当てなければならなかったため、この新たな監督上のアプローチに対処する上で、会社のサイドに不確実性があった。しかし、BaFin は、繰延税金や ORSA に関連する問題のグループについて、保険会社が彼らの立場を見つけるのを支援するために、解釈指針の形で最初のガイダンスを提供している。BaFin の次のステップは、ORSA の内容により詳細に対処することになる。現在までに受領した ORSA 報告書には改善の余地があることが示されている。BaFin は、もちろんこの取組みについての会社との建設的な対話の文脈の中で、常にこの問題についての立場をより明確にする。

比例性

比例原則は、要件の全てではないが多くを実施する際に、会社が相当程度柔軟に対応できるようにする。比例性とは、保険者が適用される要件を遵守する必要があることを意味するものではない。それは「どうか」の問題ではなく、「どのように」の問題である。原則として、要件の免除規定はない。定量的な報告義務という、1つの明示的に規定された例外がある。原則として、ソルベンシー II のこのコアコンポーネントを遵守し、そのリスクの性質、範囲及び複雑さに適した方法で規制要件を実施するためには、最初の取組みが必要である。監督当局は、その実施が実際に適切であるかどうかを検討し、必要に応じて調整を行う必要がある。可能な限り、BaFin はまた、例えば、技術的準備金に関連して行ったように、ソルベンシー II の比例的な適用に関する詳細なガイダンスを業界に提供する。BaFin は、将来の保険料に含まれる期待利益 (EPIFP) 及び包括的な自動車保険の自然災害リスクの計算に、会社が簡素化された手続きを使用することを既に認めている。BaFin が発行した解釈判決はまた、既存のポートフォリオの将来の配当給付に対する新契約の影響を評価するための特定の簡素化された手続きの使用を可能にする。

ソルベンシー II 比率のドライバー

2017 年、BaFin はソルベンシー II 比率のドライバーをより詳しく見ていく。将来の監督実務に合わせて、市場の動きに対する SCR 比率の感応度に焦点を当てる。生命保険会社の SCR 比率が長期債務の結果として金利の変動に対して非常に敏感であるため、主な焦点は生命保険会社に当てられる。BaFin の目的は、早期に悪影響を打ち消すための早期警戒指標と監督ツールを開発することである。

立法者ではなく、BaFin は法律を監督当局として適用する。しかし、それと同時に、ドイツでの規制の発展に加えて、欧州及び世界レベルでの規制の発展にも関わっている。例えば、この役割には、継続中の SCR のレビューの文脈で標準式を調整する必要性を分析することが含まれる。BaFin の意見では、標準式が単純化されることが望ましいだろう。また、例えば非常に低い金利及び負の金利を反映する金利リスクの較正に関して、保険数理的な観点からの調整が必要である。国債のリスクに対する資本的支援は、SCR のレビューの一環として再び検討される可能性は低い。しかし、議題はアジェンダにとどまるべきである。

消費者保護

将来の消費者保護に影響を与える重要な規制上の意思決定は、今後2年間で行われる予定である。新しい要件は、真の意味での取組みのための挑戦である。例えば、2018年2月23日までにドイツの法律に移行されなければならない保険販売業務指令（IDD）がある。IDDの下で、流通活動の監督は将来の商品開発段階から開始される。この意図は、商品がまだ開発中であっても、消費者のニーズを考慮に入れることである。仲介者と消費者との間の利害の衝突は避けるか、少なくとも透明にすべきである。新しい規制に違反した会社は、重大な制裁の影響を感じる事が期待できる。この開発は、デジタル化を背景に特に興味深いはずであり、Insurtech会社もまたこれらの要件を満たす必要がある。

消費者保護に関連するもう1つの規制プロジェクトは、PRIIPs規制、パッケージ化されたリテール及び保険ベースの投資商品に関する主要な情報文書についての規制である。PRIIPs規制は、個人投資家向けの新しい重要情報文書 PRIIPs KID の枠組みを確立することを目的としている。

ドイツ市場に流通している商品に関しては、規制の範囲は残念ながら絶対的ではない。したがって、BaFinはそのトピックに関する適切な解釈指針を公表する。BaFinは、伝統的な養老保険、ユニットリンク生命保険、ハイブリッド商品、変額年金保険などの保険ベースの投資商品に加えて、繰延年金保険も保険ベースの投資商品の定義によってカバーされると仮定している。年金商品を特に規制するためには、PRIIPs規制における純投資商品に対する明確な言及が望ましいと思われる。結局のところ、Riester契約は先例を提供している。

PRIIPs規制は、計画されてから1年後、すなわち2018年1月1日から効力を発する。会社は、それまで欧州重要情報文書を利用可能にする必要はない。欧州議会が関連する規制技術基準に関するいくつかの批判を提起し、これらを今改訂しなければならないため、規制の適用が遅れた。また、準備をする時間を与えたいという希望もあった。

保険監督に関係しないものを含む消費者保護に関するこれらの要件及びその他の規制要件は、消費者が提供者や事業者よりも弱い立場にあるように金融市場が構成されているという基本的な考え方に触発されている。それは間違いなく真実である。しかし責任ある消費者の一般的な概念と各規制の妥当性という2つのことを見失うべきではない。消費者保護は後見をもたらすものであってはならない。また、金融商品の提供があまりにも高コストになったり、予測できない法的リスクが伴うと、提供者は部門から撤退する可能性がある。それは消費者にとっては何の役にも立たない。

見通し

世界レベルでは、保険監督者国際機構（IAIS）が、初期のグローバルソルベンシー制度の主要な特徴に合意するかどうかを確認することは興味深い。BaFinはソルベンシーIIとの広範な互換性を主張しているが、確かに妥協する意思を見出す必要もある。2017年末までに、欧州連合（EU）と英国の将来の関係と保険業界への影響についてさらに知ることになるだろう。2017年は引き続きエキサイティングな年となる。

3—ソルベンシー II による SCR 比率の結果数値の概要

ソルベンシー II による 2016 年の SCR 比率等の概要については、以下の通りとなっている。

1 | 内部モデル及び各種措置の適用状況

BaFin は、2016 年 8 月 9 日に新しいソルベンシー II 制度の下での最初の数字を発表している。2016 年は、SCR を計算する際に、BaFin の監督下にある 84 の生命保険会社のうち、77 社が標準式を使用し、7 社が部分内部モデルを使用した。生命保険会社のいずれも会社固有のパラメータを使用していなかった。

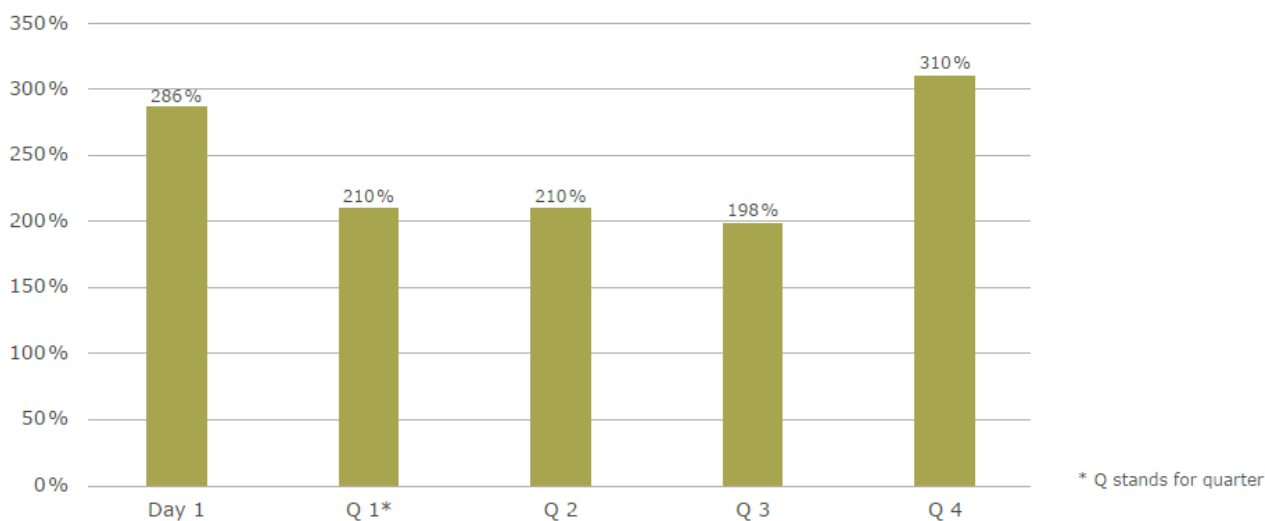
84 の生命保険会社のうち、46 社が保険監督法第 82 条に従いボラティリティ調整を適用し、かつ保険監督法第 352 条に基づく技術的準備金の移行措置を適用した。14 の生命保険会社は技術的準備金の移行措置のみを使用し、9 社はボラティリティ調整のみを採用した。1 つの会社は、ボラティリティ調整との組み合わせで、保険監督法第 351 条に基づく無リスク金利の移行措置を適用した。したがって、56 の生命保険会社がボラティリティ調整を適用し、60 の生命保険会社が技術的準備金の移行措置を、1 つの生命保険会社が無リスク金利の移行措置を適用した。

2 | SCR 比率の状況

全ての生命保険会社は、ソルベンシー II の導入に関して、2016 年 1 月 1 日 (Day 1)) において、適切な SCR カバレッジを示すことができた。業界全体の SCR 比率は 283% であり、全ての会社の SCR 比率の算術平均は 364% であった。SCR 比率は、資本市場及び金利環境の変化の結果として、年度初めに悪化した。金利環境のわずかな改善、株式市場の上昇、2016 年第 4 四半期のスプレッドのさらなる低下により、年末に大幅に回復した。

下記の図表は、セクターの SCR 比率を時系列で示している。BaFin は、保険監督法第 45 条に従い、中間 (四半期) 報告要件の要素から一部の事業を免除しているため、Day1 と四半期報告日のデータの比較は限られている。これは、第 4 四半期の開示についても、それが四半期報告書に基づくものであり、年次報告書に基づくものではないため、関係している。

このように、SCR 比率は、市場環境によって、大きく変動するものであることが示されている。



(※) BaFin 2016 年 Annual Report より

3 | SCR の構成

中間報告要件に従った生命保険会社の SCR は、2016 年 12 月 31 日現在で 359 億ユーロに達した。生命保険会社は主に市場リスクに晒されている。標準式を適用する場合、これは分散化の影響を考慮する前で、Day1 の資本要件の平均 78%に相当している。さらに、Day1 の SCR の重要な要素は、生命保険 (29%) 及び健康保険 (19%) の保険引受リスクに関連している。対照的に、カウンターパーティの信用リスクは一般的にそれほど重要ではなかった。SCR 計算におけるその他の重要な要素は、分散効果、技術的準備金及び繰延税金の損失吸収効果であった。

4 | 自己資本の構成

中間報告要件の対象となる生命保険会社の適格自己資本は、2016 年 12 月 31 日現在で 1,122 億ユーロに達した。Day1 に、その金額の 95%は最も高いカテゴリ (Tier 1) であった。適格自己資本の 1%未満が補助的な自己資本によるものだった。基本自己資本は、自己資本の残りの部分を表していた。平均して、調整準備金 (reconciliation reserve) は、基本自己資本の約 61%を占め、余剰資本は約 30%を占めた。報告日におけるその他の注目すべき要素は、発行プレミアム (5%) 及び劣後債 (3%) の発行を含む株式資本であった。

5 | 是正措置

移行措置を適用し、その措置なしに SCR の不十分な適用範囲を報告する会社は、保険監督法第 353 条 (2) に従って是正計画を提出しなければならない。計画では、十分な自己資本を生み出し、リスクプロファイルを減らすために計画された対策を段階的に導入し、遅くとも移行期間の終わりまでに移行措置を使用せずにソルベンシー資本要件の遵守を確保しなければならない。

レビューの年度中に、29 の生命保険会社は、移行措置を使用することなく適切な SCR カバレッジを保証することができなかつたため、是正計画を提出する必要があつた。BaFin は、遅くとも 2031 年 12 月 31 日の移行期間の終了後、SCR が長期的に遵守されることを確実にするため、これらの会社と密接に関わっている。問題の会社は、年次進捗状況報告書において、対策の進展についてコメントすることが求められる。

4—ソルベンシー II の内部モデルの適用に関する状況について

ソルベンシー II の下での内部モデルの適用に関する状況については、以下の通りとなっている。

1 | 内部モデルの適用会社数とその市場シェア

BaFin は、ソルベンシー II の適用時に、一定の保険会社に対して、SCR を計算するために、規定された標準的な方式ではない会社独自の内部モデルを使用することを承認している。

2016 年末までに、合計 36 の内部モデルを承認しており、これらの会社の市場シェア等は次ページの図表の通りで、内部モデルの重要性を示している。さらに、ドイツの 5 つの保険グループが、グループレベルでソルベンシー資本要件を計算するために内部モデルを使用している。

認可された内部モデル数

セグメント	2016年12月末		2015年12月末	2016年8月9日 公表時
		市場シェア		
損害保険	15	55%	12	16
生命保険	11	42%	3	7
医療保険	4	38%	3	4
再保険	5	86%	4	5
グループ	5	—	5	5

(※)市場シェアは技術的準備金による。

また、この図表からわかるように、損害保険会社、医療保険会社、再保険会社の場合、早期の段階から比較的多くの会社が内部モデルの承認を受けていた。一方で、生命保険会社の場合、当初は限定されていたが、その後着実に増加してきている。また、5つの保険グループは、制度導入時から内部モデルの承認を得て適用している。

以下の内容は、Annual Report からの記述であり、BaFin の事実認識とスタンスを紹介している。

2 | 内部モデルの審査

BaFin による内部モデルの承認は、場合によっては数年間にわたって延長され、多数の現地検査が含まれていた事前申請段階を経た後の6カ月の意思決定プロセスの結果であった。承認により、BaFin は、保険会社が申請日現在の関連する法的要件を満たしていることを確認した。

内部モデルの能力は、例えば会社のリスクプロファイルに応じて変化する。これは今度は、内的及び外的の両方からの相当数の要因に依存している。承認後も内部モデルは長期的に十分有効なものではない。これを確実にするために、BaFin は、保険監督法の第294条に基づく監督審査プロセスの過程で、会社の内部モデルが継続的に適用される要件（保険監督法第111～121条）を遵守しているかどうかを定期的にレビューしている。

BaFin は、2015年に、この監督上のレビュープロセス（内部モデルの継続的監督）の要素を考案した。2016年の初めから、BaFin は会社と接触し、徐々にこのコンセプトを開発した。とりわけ、内部モデルに関する定期的な情報交換に関する個別の合意がなされている。

3 | 内部モデルの変更

進行中の監視の不可欠な部分は、モデルの変更のレビューである。最初の承認後の最初の年である2016年には、ほぼ全ての会社が内部モデルの大幅な調整の承認申請を行い、さらに小さな変更が通知された。予期せず、大部分の進行中の監督は、モデル変更の処理に占有された。

これは、一方では当初の承認と直接関連して、会社による包括的な再構築に起因するものであった。例えば、保険会社は軽微な欠陥を是正し、適用により延期したモデルの改善を実施し、内部モデルの限定された適用範囲を拡大した。一方、(資本)市場環境の動向は、モデルの変更を必要とした。時間の制約は、全ての場合において、事前申請段階による正式な申請プロセスの決定を準備することは不可能である、ことを意味していた。

4 | 包括的な進行中の監督

単にモデルの変更を見直すだけでは十分ではない。保険会社が適用される要件を遵守しているかど

うかを包括的に評価するために、BaFin はモデルを変更することなく、他の領域で確認する適切な決定を行ったかどうかを検討しなければならない。したがって、内部モデルの継続的監督の範囲は、適切に幅広くなければならない。

5 | 会社の適合要件と監督

効率的な継続的監督は、(現在は主に事前申請及び申請段階のレビューから得られる) モデル及び経験の知識に基づいており、承認された内部プロセス及び更なるモデルの進展を決定する分析の結果を最大限に活用している。したがって、法律制定者は、大きく適合した方法で定期的に検証するために、BaFin に対する上記の義務と保険監督法第 120 条 (1) に基づく保険会社の要件を設計した。

検証の下で、会社自身がモデルの弱点を見直し、結果としての調整の必要性を特定する。会社は、法的要件を遵守して、BaFin に詳細な自己評価を提出する。また、モデルの変更の有無の意思決定を透明な方法で BaFin に通知する。検証報告書は、最低年 1 回のベースで会社によって準備されなければならないが、これが BaFin に継続的な監督の核となる出発点を提示する。BaFin は結果を検証し、綿密に調査する。

6 | 情報の幅広い基盤

BaFin は、内部モデルだけでなく、特にモデルとは独立して、会社のリスクプロファイルとリスク管理制度の詳細な知識を常時確保しなければならない。この知識は、BaFin 自身の調査だけでなく、リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA)、定期監督報告 (RSR) 及び定量的報告テンプレート (QRT) 等の情報源から得られる。これらに加えて、BaFin は個々の保険会社に、モデルの較正に関する情報パッケージを定期的に提供させている。

7 | ベンチマーキング：有望な手段

2016 年に、BaFin は、ソルベンシー II の下での情報の評価を開始した。この情報は、年間を通して定期的に提供され始めた。BaFin は、個々の会社の継続的監督の一環として実施された特定の分析の結果を議論し、これらをベンチマーク比較に統合した。このようなピアレビューは、業界と比較して会社特有の結果を評価する必要がある場合等、監督の対象となる会社について貴重な洞察を提供する。これらの分析は、リスクの測定や評価のための方法論的アプローチを開発する場合等、業界全体にとっても価値のあるものになる。さらに、これらは、一貫した監督評価と実践に貢献し、またマクロプルーデンスの見通しも考慮に入れられる。

BaFin はまた、EIOPA (欧州保険年金監督局) が実施する汎欧州のベンチマークレビューにも参加している。2016 年の市場リスクベンチマーク調査と、動的なボラティリティ調整のマッピングと国債からのリスクに関する 2 つの研究は、年度中に完了する予定である。

8 | 効率

効率性がある程度求められたとしても、高度な複雑さと個別性を認識しているのは内部モデルの批評家だけではない。しかし、重要なことは、BaFin がこれらのテラーメイドのリスク管理ツールの監視から得られる機会と新しいチャンスである。

継続的にモデルを監督し洗練することは、疑いがなく、費用がかかり挑戦的な仕事である。BaFin

と会社にとって重要なのは、情報の交換と関連するプロセスが全ての法的要件を遵守して、できるだけ効率的かつ効果的に行われることを確実にすることである。これは、主に限られたリソースを考慮して適用される。実際に得られた経験（たとえば、相互依存モデルの検証と変更プロセスに関して）は、活用されなければならない、改善の余地が特定されなければならない。長期的には、効率的で効果的で継続的な監督が、内部モデルの成功と市場の受入れに貢献することになる。

5—ソルベンシー II の長期保証措置や移行措置の適用状況

ソルベンシー II の下での長期保証措置や移行措置の適用状況については、以下の通りとなっている。なお、EIOPA は、2016 年 12 月 16 日に「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2016 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2016)」及び 2016 年 12 月 15 日に「2016 EIOPA 保険ストレステスト報告書 (2016 EIOPA Insurance Stress Test Report)」を公表して、EU (欧州連合) 各国のソルベンシー II における長期保証 (Long-Term Guarantees: LTG) 措置及び株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財政状態等に及ぼす影響を明らかにしている。この具体的内容については、保険年金フォーカス「[EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(1\) ~ \(4\)](#)」(2017.1.10~2017.1.16) で報告した。

この中で、基本的には 2016 年 1 月 1 日時点ベースでの、国別の各種措置の適用状況及びその影響等について報告しているが、ここでは改めてドイツの概要を報告しておく。なお、各種措置の適用会社数等が今回の BaFin の Annual Report での報告と必ずしも一致していないのは、報告時期の差異によるものである。

ドイツの保険会社が適用している各種措置³は、以下の 3 つである。なお、これとは別に、ED(株式リスクチャージの対称調整メカニズム) を、SCR の株式リスクサブモジュールを算出するのに標準式を使用 (部分内部モデルが株式リスクサブモジュールをカバーしていない場合を含む) している全ての会社 313 社が適用している。

1 | VA (ボラティリティ調整)

- VA 適用会社は、生命保険会社が 58 社、損害保険会社が 25 社
- VA 適用会社の (国内) 営業保険料シェアは、生命保険 (含む医療保険) 及び再保険合計の 68.7%
- VA 適用会社が VA を適用しなかった場合、SCR 比率は 286% から 202% に 85% ポイント (表面上の数値による差異ではなく、報告書の数値を使用、以下同様) 低下、技術的準備金は 0.8% 増加

2 | TTP (技術的準備金に関する移行措置)

- TTP 適用会社は、生命保険会社が 53 社、損害保険会社が 4 社
- TTP 適用会社が TTP を適用しなかった場合、SCR 比率は 340% から 118% に 223% ポイント低下、技術的準備金は 13.2% 増加
- なお、VA と TTP を併用している会社は 48 社で、その市場シェアは 23.8%

³ 各種措置の内容については、上記のレポート「[EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(1\) - EIOPA の報告書の概要報告](#)」(2017.1.10) を参照していただきたい。

3 | TRFR (リスクフリー金利に関する移行措置)

- ・TRFR については、生命保険会社 1 社が適用

また、以上の各種措置の適用前の SCR 比率は 134% で、適用後に 286% となっている。

各種措置の適用数(生命保険会社)

	2016年12月16日 EIOPA公表時	2016年8月9日 BaFin公表時
VA(ボラティリティ調整)	58	56
TTP(技術的準備金に関する移行措置)	53	60
TRFR(リスクフリー金利に関する移行措置)	1	1

6—まとめ

以上、ソルベンシーII がスタートしての 1 年間を踏まえての、ソルベンシーII を巡るドイツの現状のうち、内部モデルや各種措置の適用に関する状況等について報告した。

次回以降、ソルベンシーII 制度の下での報告 (含む ORSA) や低金利環境下での保険業界の状況に関する Annual Report の記述及び関連する情報等について報告していく。

以上